

# 国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、仕組みなどをご紹介します。

## 保険料の免除制度を「活用ください」

経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

国民年金には、保険料の免除制度があります。収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいときは、免除制度をご活用ください。

全額免除された期間は、将来年金を受け取る際に全額納付した場合の2分の1を受け取ることができません。ただし、手続きをせず未納となったり、一部免除が承認された期間を未納にしていた場合は年金額には反映されません。

申請には、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）、世帯主のそれぞれの前年所得などの審査があります。令和5年7月分から令和6年6月分の保険料の免除申請は7月から受け付けます。申請から2年1ヵ月前までの期間について、さかのぼって申請することも可能です。

## 国民年金の保険料を納めるのが難しい方に知ってほしい4つの制度

50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方（学生以外）で、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）の前年所得などが一定以下の場合、保険料の納付が猶予されます。老齢年金の受給資格の期間に反映されませんが、年金額へは反映されません。

20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

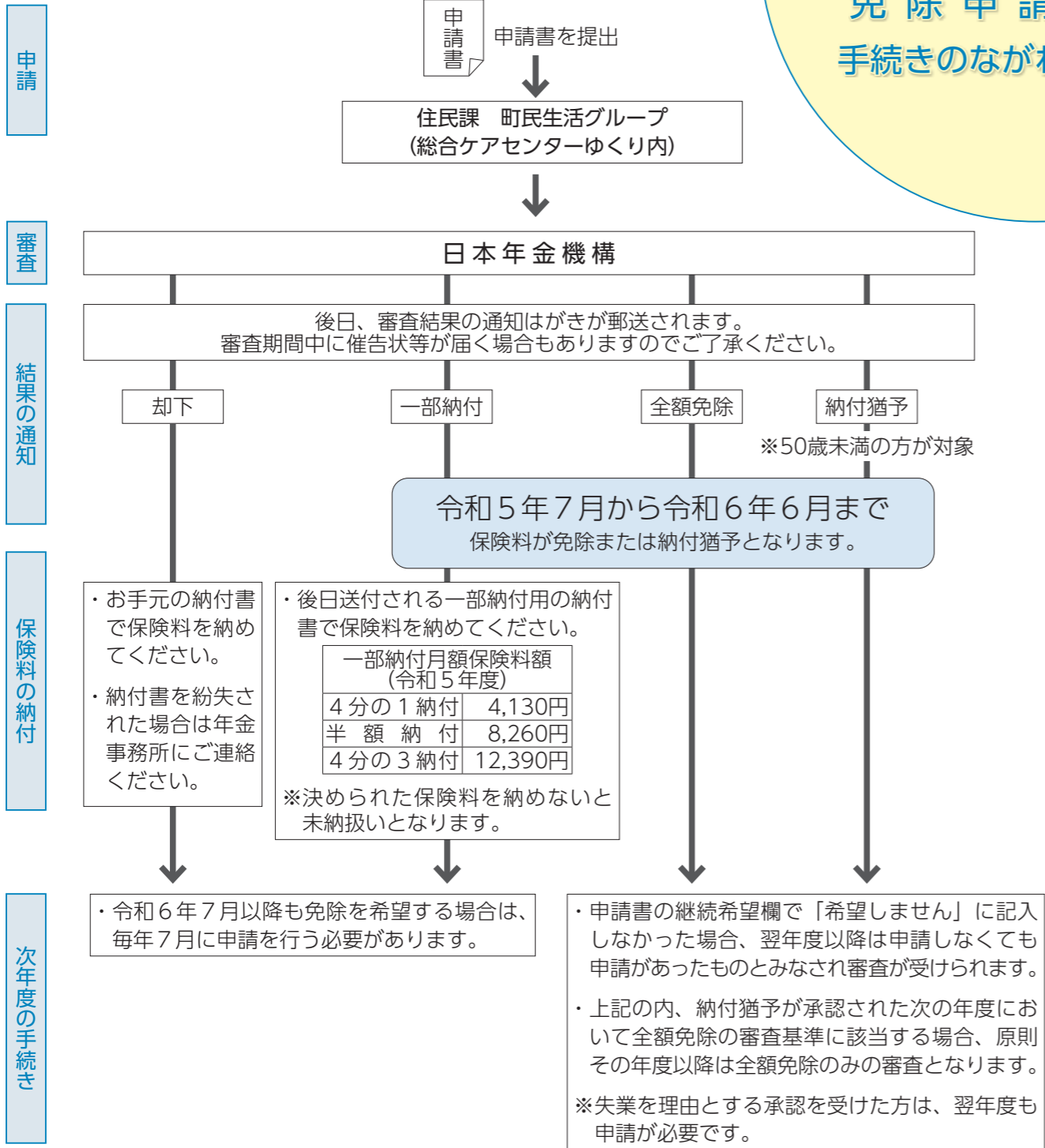
学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などで障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。

※法定免除に該当する方でも保険料の納付を申し出ること、前納や口座振替を利用して保険料を納めることができます。

## 免除申請手続きのながれ



令和5年度の国民年金保険料  
月額16,520円

納付は口座振替が便利です。また、前納すると割引があります。詳しくは、住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）までお問い合わせください。

### 相談・問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004  
受付時間 月曜～金曜日 8時30分～19時 第2土曜日 9時30分～16時  
※休日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

住民課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎26-7871

日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135